

板橋区自転車⁺活用推進協議会設置要綱

(令和4年11月29日 区長決定)

(目的)

第1条 「板橋区自転車活用推進計画 ～自転車⁺で出かけたくなるまち いたばし～」(以下「本計画」という。)を推進していくため、区民・事業者・関係団体・行政などが連携し、本計画の着実な推進を支援することを目的に、板橋区自転車⁺活用推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は以下に掲げる事項について調査、研究、協議及び決定する。

- (1) 本計画の改定及び修正に関する事項
- (2) 本計画に位置づけられた取組に関する事項
- (3) 本計画に位置づけられた自転車ネットワーク路線に関する事項
- (4) その他、区の自転車活用推進に関連する事項

(組織)

第3条 協議会の委員は次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 区民を代表する者
- (3) 自転車関連事業を代表する者
- (4) 交通安全事業を代表する者
- (5) 交通管理者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか協議会の運営上必要と認める者

(任期)

第4条 前条に掲げる委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるとき 又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、全会一致を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、会長の判断により出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させて、オブザーバーとして、説明又は意見を聴くことができる。

5 協議会は、公開とする。ただし、協議会が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(会議の運営の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により協議会の招集が困難であると会長が認めた場合は、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

2 前項の規定による場合は、全会一致を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、会長の判断により委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

(部会)

第8条 協議会は、特定の事項の調査、研究及び協議を行うため必要があるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、土木部土木計画・交通安全課土木計画係が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項は、土木部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年11月29日から施行する。